

石垣市農産物消費促進事業「ゆいマルシェ」実施要項

1 趣旨

世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大により、二度の緊急事態宣言が発令され、本市経済も大変厳しい状況にあるなか、農業においても消費の滞りによって収穫した農産物が販売先に出荷できない事態となっている。

そのため、市役所庁舎内に特別に青果販売場を設置し、野菜農家を支援することで地域経済の維持を図る。

2 主催、催事名称

石垣市、「ゆいマルシェ」（石垣市農産物消費促進事業）

3 実施要領

- (1) **販売期間** : R3/2月26日（金）から3月26日（金）の間（月、水、金）
- (2) **販売会場** : 石垣市役所玄関前ピロティ（テント2張設置）
※ 備品机（180cm×60cm目安）を市で用意します。
※ 終了後は、各日の撤収にご協力ください。
- (3) **販売時間** : 午前10時30分から12時30分まで（毎週：月、水、金）
- (4) **販売対象者** : 市職員、来庁市民
- (5) **販売生産物** : 青果に限る（家庭菜園を除く。）
- (6) **販売方法** ※ 市職員2名立会いあり（市職員は金銭取扱を禁止）
 - ① 有人販売
 - ② 無人販売
- (7) **販売許可条件**
 - ① 出荷、回収が可能な農家（代理も可）
 - ② 鍵付き金銭箱
 - ③ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底
※ 電気、火気等の使用、持ち込みはできません。
 - ④ 1日のみ指定しての出荷販売も可

4 応募要領

(1) 提出方法

- ① 市 HP 添付の PDF を印刷、記入し市農政経済課まで持参
- ② E メール (nousei@city.ishigaki.okinawa.jp) または FAX(83-1427)
(※ E メールまたは FAX 送信後は、確認漏れ防止のためお電話ください。)
- ③ 電話による応募相談 (出荷応募用紙や同意書は後日記載を求めます。)

(2) 応募条件

- ① 販売開始、終了の前後 15 分程度で出荷、片づけが可能な農家 (代理も可)
- ② 鍵付き金銭箱を準備できる農家

(3) 応募期間

- ① 令和 3 年 2 月 1 9 日 (金) ~ 令和 3 年 3 月 1 9 日 (金)

(4) 出荷販売者数の制限

- ① 1 日の出荷販売者数： 6 農家
※月水金の各曜日の 6 枠を希望に沿って割振りします。
- ② 上限： 18 農家 ※枠が空き次第、先着順で入れ替える場合もあり

5 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

- (1) 消毒用アルコールを 2 カ所設置
- (2) ソーシャルディスタンスを確保 (貼り紙設置)

6 その他

- (1) 石垣市庁舎管理のルール等に遵守していただきます。
- (2) その他必要な事項は、市長が別に定めます。

7 問合せ先 石垣市農林水産部 農政経済課

電話 82-1307

FAX 83-1427